

特定調達契約細則

平成 29 年 3 月 28 日
細則第 47 号
(規程コード 82010)

一部改正 令和 7 年 5 月 23 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 特定調達（基本及び関連事務）（第 3 条－第 23 条）
- 第 3 章 その他（第 24 条－第 26 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この細則は、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、経理規程第 30 条に基づき、株式会社かんぽ生命保険（以下「当社」という。）が締結する調達契約のうち、改正協定その他国際約束及び政府調達手続に関する運用指針の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の適用は、本細則によるほか、一般調達契約細則に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この細則における用語の定義は、一般調達契約細則に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調達契約 物品等、特定役務又はこれらの組合せの調達のために締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス及び同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス（本細則において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- (3) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品若しくは特定役務の調達のために締結される二以上の調達契約をいう。
- (4) 供給者 調達契約において、当該物品等、特定役務又は建設工

事の供給を行おうとする、若しくは行う者をいう。

- (5) 特別の事情 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「国の特例政令」という。）第5条第1項に定める公告日数の短縮要件を満たす場合をいう。

第2章 特定調達

（適用範囲）

第3条 この細則は、調達契約に係る予定価格（物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12か月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12か月を超える場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1か月当たりの予定賃借料又は1か月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務及び第23条の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- (1) 物品等の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣が定める額

2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第4条 本社の契約責任者は、一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、当該調達契約の締結が見込まれるときは、競争参加者の資格に関する審査については、随時に行わなければならない。

- 2 本社の契約責任者は、競争参加資格が定められている場合において、当該特定調達契約の締結が見込まれるときは、特定調達契約が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに物品等契約マニュアル第2章に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
- 3 契約責任者は、前項の公示を行うときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - (1) 調達する物品等、特定役務又は建設工事の種類
 - (2) 資格の有効期限及び当該機関の更新手続
- 4 調達要求元及び契約責任者は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

(入札公告(公示) 予定の情報提供)

第5条 契約責任者は、当該年度において調達を予定しているもののうち、政府調達手続に関する運用指針等によって定められた次の各号の基準額以上の物品等又は特定役務について、本社等社内組織の情報を取りまとめた上、官報により公示し供給者等に対する情報提供を行う。ただし、本項の公示以前に入札公告若しくは意見招請を行っている場合又は特定役務のうち「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(以下「行動計画」という。)の対象となるものについては、官報公示を省略できる。

- (1) 物品等及び特定役務(次号及び第3号に掲げるもの並びに行動計画の対象となるものを除く。)

80万SDR以上

- (2) コンピューター製品及び同サービス

80万SDR以上

- (3) 電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス

10万SDR以上

- 2 前項に基づき公示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織名及びその住所
- (2) 調達の内容(名称、数量)
- (3) 入札公告の予定時期

- 3 契約責任者は、当該年度における10万SDR(特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、国の特例政令第3条第1項の基準額)以上の調達予定の概要を閲覧できるようにする。特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、行動計画及び行動計画運用指針の定めるところによる。

(契約方式等)

第6条 契約の方式は、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の3種類とし、日本国内外無差別の下、一般競争契約を原則とし、厳正に運用するものとする。

- 2 一般競争による場合においては、次の各号のいずれかの落札方式

を選択する。

- (1) 最低価格落札方式
- (2) 総合評価落札方式
- (3) 複数落札方式

(一般競争の公告)

第7条 契約責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札書を受領する最終の期日の前日から起算して少なくとも50日前に、次条および9条に規定された事項について、官報により公告をしなければならない。

また、特定役務のうち設計・コンサルティング業務については、改正協定その他国際約束及び政府調達手続に関する運用指針の定めるところによる。

2 契約責任者は、特別の事情があると認められる場合、前項の期間を40日前に短縮することができる。さらに次の各号に掲げる場合には、前項前段に規定する期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。ただし、特定役務のうち電気通信機器及びこれらのサービスについては短縮の適用対象外とする。

(1) 調達契約に係る次に掲げる事項について、前項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合

10日

ア 調達の内容

イ 入札期日として予定する日付

ウ 調達に関心を有する者は、契約を担当する社員に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意志がある旨の表明をすること

エ 入札説明書を交付する場所

オ 一般競争公告において必要とされる情報（公示の際に示すことができないものを除く。）

(2) 調達契約の締結までに急を要する場合

10日

(3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

40日から、5日にその該当する場合の数に乗じて得た日数を減じた日数

ア 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合

イ 入札説明書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）について電子的手段を使用して行う場合

ウ 入札書を受領について電子的手段を使用して行う場合

3 契約責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争公告をする事項)

第8条 一般競争公告は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 自動更新条項付契約の場合は、自動更新条項付である旨及び最大の更新回数
 - (3) 競争に参加する者に必要な資格・条件に関する事項
 - (4) 入札説明会が開催される場合はその日時及び場所
 - (5) 契約条項を示す場所
 - (6) 入札の場所及び日時
 - (7) 入札書を電子的手段により受領すること
 - (8) 入札保証金に関する事項
 - (9) 当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
 - (10) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付
 - (11) 第13条に規定する入札説明書の交付に関する事項
 - (12) 落札者の決定方法
 - (13) 物品等契約マニュアル第2章の規定による申請の時期及び場所
- 2 前条及び前項の規定による公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
- 3 契約責任者は、前項の規定による公告において、当該調達契約を担当する社員の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。
- (1) 調達する物品等、特定役務又は建設工事の名称及び数量
 - (2) 競争参加資格審査の申請期日又は入札期日
 - (3) 当該調達契約を担当する社員の氏名及びその所属する部署の名称

(指名競争の公示)

第9条 契約責任者は、指名競争に付そうとするときは、前条の例により公示をしなければならない。

- 2 契約責任者は、前条の規定により一般競争について公告する事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件（その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限等）についても公示をしなければならない。
- 3 契約責任者は、第1項の公示の日において、前条第1項第1号及び第3号から第6号について、競争参加者に通知しなければならない。
- 4 契約責任者は、前項の通知を行うときは、前項の通知事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第9号に掲げる事項
- (2) 契約の手續において使用する言語

(契約責任者が定める一般競争参加者の資格)

第10条 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合においては公告をし、又は指名競争に付そうとする場合においては前条第1項による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から資格審査の申請があったときは、速やかに、その者が当該調達契約に必要な資格を有するかについて審査を開始しなければならない。

2 契約責任者は、指名競争の場合においては、前項の資格審査の結果、資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第3項及び前条第4項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3 契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時ににおいて、一般競争の場合にあっては第8条第1項第3号に掲げる事項を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4 契約責任者は、第1項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請した者に通知しなければならない。

(指名競争契約における一般競争契約に関する規定の準用)

第11条 第6条、第7条、第8条、第14条及び第18条の規定は、指名競争契約の場合に準用する。

(削除)

第12条 削除

(入札説明書の交付)

第13条 契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、入札を行うため必要な次の各号に掲げる事項（特定役務のうち行動計画の対象と成るものについては、行動計画の定めるところによる。）を記載した入札説明書を当該者に速やかに交付する。

- (1) 第8条第1項又は第9条第1項により公告するものとされている事項（第8条第1項第10号に掲げる事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細（特質及び数量等）
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項

- (4) 契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
(補足的な情報を要請する場合、その要請を依頼すべき担当者の
氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地)
- (5) 契約の手續において使用する言語
- (6) 契約の手續において電子的手段を用いる場合には、当該電子的
手段に関する事項
- (7) すべての評価項目
- (8) その他必要な事項

(入札説明会の実施)

第14条 コンピュータ製品、電気通信機器、医療技術製品及びこれ
らのサービスに該当する調達案件を一般競争に付そうとする場合
において、次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、入札
説明会を実施する旨を入札公告に明示する。

- (1) 意見招請を実施した調達
- (2) 総合評価落札方式とする調達
- (3) 調達対象の性質を考慮して、開催することが適当と認められる
場合
- (4) 契約の内容、入札条件等で公告文に記載することが困難な事項、
誤解を生じるおそれがある事項等について補足説明をする必要が
あると認められる場合

2 前項の入札説明会の開催日は、次のとおりとする。

- (1) コンピュータ製品及び同サービス
入札公告後20日以内
- (2) 電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス
入札日（入札者に求める義務がある場合はその受領期限）の3
0日以上前

3 第1項の入札説明会への出席を入札応募の前提条件としない。

(随意契約によることができる場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、随意契約によ
ることができる。ただし、随意契約の手續が、最大限に可能な範囲
での競争を避ける、他の締約国の供給者の間における差別の手段、
又は国内の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように用いら
れないことを条件とする。

- (1) 競争に付しても入札がないとき、再度の入札をしても落札者が
いないとき、行われた入札がなれ合いによるとき又は入札に関す
る条件に合致しないものであるとき若しくは参加の条件を満たし
ていない供給者によるとき。ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とす
る。
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許
権等の排他的権利により競争が存在しない物品等若しくは特定役
務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されてい
るとき

- (3) 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき
- (4) 会社の委託に基づく研究開発の結果、製造された試作品等の調達をする場合
- (5) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い理由が生じたことにより、既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で、当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき
- (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「施設整備契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事を調達する場合であって、施設整備契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが施設整備契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、施設整備契約工事の調達契約を第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、施設整備契約工事の入札に係る第7条及び第8条の公告又は第12条の公示において、この号により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- (7) 予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急の必要により競争に付することができない場合
- (8) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会の保護育成のため、これらから直接に物品等を買入れるとき
- (9) 落札者が契約を結ばない場合において、落札金額の制限内での契約を締結するとき
- (10) 第6条第2項第3号の競争に付した場合において、落札数量が必要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、必要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、一般調達契約細則第17条第5項の規定に準じて随意契約によることができる。

(随意契約に関する公示)

第16条 契約責任者は、10万SDR以上の調達案件を随意契約によろうとする場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、第3項の事項について、官報により公示しなければならない。

- (1) 競争に付しても入札がない場合
- (2) 再度の入札をしても落札者がいない場合
- (3) 極めて緊急を要する場合
- (4) 当初の入札に際して一定の条件を満たされれば、契約を更新することがある旨をすべての供給者に明らかにしている場合
- (5) 特定役務のうち、行動計画の対象となるもの

2 前項の公示の日は、次のとおりとする。

- (1) コンピュータ製品及び同サービス
契約予定日の20日以上前
- (2) 電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス
契約予定日の40日以上前
- (3) 物品等及び特定役務（上記に掲げるものを除く。）
契約予定日の20日以上前

3 第1項に基づき公示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 調達の内容（名称、数量等）
- (2) 随意契約の予定日
- (3) 随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由
- (4) 予定される随意契約の相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称
- (5) その他必要な事項

(落札者の決定に関する通知等)

第17条 契約責任者は、一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 契約責任者は、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量等
- (2) 契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（指名競争入札の場合、当該入札に指名した事業者名）
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額

- (6) 契約の相手方を決定した手続
 - (7) 第7条及び第8条の規定による公告又は第9条又は第16条の規定による公示を行った日
 - (8) 随意契約による場合はその理由
 - (9) その他必要な事項
- 3 契約責任者は、落札に関する情報を公表し、落札しなかった者（以下「不落札者」という。）からの要請がある場合には、落札しなかった理由について、当該落札にかかる情報を含む関連情報をその不落札者に対して早急に提供する。但し、特定の事業者の正当な商業上の利益や事業者間の公正な競争を阻害するような情報はこの限りでない。

（分割契約等の禁止）

第18条 改正協定その他の国際約束及び政府調達手続に関する運用指針の適用を回避する意図の下に、いかなる調達契約も計画、分割及び契約変更をしてはならない。

（調達契約に関する統計）

第19条 本社の契約責任者は、総務省の依頼により調達契約に関する統計を作成し、総務省に送付するものとする。

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第20条 契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも10年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 第10条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
- (6) その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第21条 契約責任者は、調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、少なくとも3年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第22条 契約責任者は、落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理を担当する社員を指定するものとする。

(適用除外)

第23条 この章は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるための調達契約
- (2) 会社が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために物品又は特定役務を調達するとき
- (3) 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスのうち、独立して調達される場合の次のサービスの調達契約

ア 建築設計サービスの実設計サービス

イ 契約監理サービス

ウ 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービスのうちいずれかの実設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

エ 建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス

- (4) その他会社に適用される国際約束において当該国際約束の適用範囲から除外されている物品等又はサービス

2 前項の場合において、契約責任者は、事前に本社の契約責任者の承認を得なければならない。

第3章 その他

(細則の改廃)

第24条 この細則の改廃は、総務部担当執行役が決定する。

(細則の所管)

第25条 この細則は、総務部が所管する。

(マニュアルへの委任)

第26条 この細則に規定するもののほか、会社の契約に関し必要な事項は、総務部長が定めるマニュアルによる。

附 則(平成29年3月28日 本総審2016-5023号)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この規程の改正後の規定は、当該改正の施行の日前において行われた公告若しくは公示又はその他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則(令和2年3月25日 本総審2019-0039号)

この細則の改正は、令和 2年 4月 1日から実施する。

附 則(令和2年12月25日 本総審2020-0051号)

この細則の改正は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

附 則(令和3年 3月 9日 本総審2020-0063号)
この細則の改正は、改正議定書がスイスについて効力を生ずる日から実施する。

附 則(令和3年 9月22日 本総審2021-0029号)
この細則の改正は、令和 3年10月 1日から実施する。

附 則(令和6年 2月22日 本総審2023-0034号)
この細則の改正は、令和 6年 4月 1日から実施する。

附 則(令和7年 2月19日 本総審2024-0032号)
この細則の改正は、令和 7年 4月 1日から実施する。

附 則(令和7年 5月23日 本総審2025-0006号)
この細則の改正は、令和 7年 6月 1日から実施する。